

プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、所属クラブとの書面による契約を有しており、フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手は、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会加盟のフットサルクラブに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下、「加盟リーグ等」という。）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内、国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は加盟リーグ等の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p>	<p>プロフットサル選手の契約、登録および移籍に関する規則</p> <p>1. プロ契約制度</p> <p>1-2 プロ選手</p> <p>① 本規則においてプロ選手とは、所属クラブとの書面による契約を有しており、フットサル活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。</p> <p>② プロ選手及びクラブは、次の各号の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 満16歳以上で、かつ、本協会加盟のフットサルクラブに所属し、本協会の認定を受けていること</p> <p>(2) 本協会及び選手の所属するクラブの加盟するリーグ又は連盟等の統括組織（以下、「加盟リーグ等」という。）が自らのために広告・宣伝活動を行う場合は、原則として無償で協力すること</p> <p>(3) 国内、国外を問わず、本協会主催以外の試合に出場する場合、事前に本協会の承認を得ること</p> <p>(4) 競技会の会場においては、本協会又は加盟リーグ等の承認なくしては、いかなる広告・宣伝活動も行わないこと</p> <p>③ <u>プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約は尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負う。</u></p>	<p>適正化</p> <p>フットサル選手の登録と移籍等に関する規則第7条より移動（以下(5)まで</p>

務を負わず、懲罰も科されない。

(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。

(4) 正当事由のない契約解除の場合、損害賠償金が支払われるべきであり、かかる損害賠償の金額は当該契約において予め規定することができる。

(5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。

④ クラブが正当事由なしに契約を解除した場合に、クラブが選手に支払うべき損害賠償金は、当該契約において別段の定めのない限り、以下のとおり計算されるものとする。

FIFA規則
第17条-1

(1) 選手が、決定（契約に基づく紛争解決機関による決定。以下に同じ）の日までに、新たなクラブと契約を締結しなかった場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額とする。

(2) 選手が、決定の日までに、新たなクラブと契約を締結した場合：当該解除された契約の残存期間分の報酬に相当する金額から、新たな契約に基づき計算される当該残存期間分の報酬に相当する金額を控除した金額（以下、「控除残存報酬額」という。）とする。ただし、クラブによる当該契約解除において、報酬の未払いが伴う場合、クラブは選手に対して、追加的損害賠償金として、当該解除された契約の3か月分の平均の月額報酬に相当する金額を控除残存報酬額に追加して支払わなければならない。さらに、当該正当事由なき契約解除の悪質性の度合いによっては、当該追加的賠償金は当該平均の月額報酬の6か月分まで増額することができるが、この場合であっても損害賠償金の合計金額は当該解除された契約の残存期間分の報酬を超えないものとする。

- ③ 契約の最長期間は、5年とする。ただし、クラブとの契約時18歳未満の選手は、最長3年とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑤ 契約の効力は、医学上の検査結果が良好であること、及び査証等選手の就業に関する行政による認可の可否を条件としてはならない。
- ⑥ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑦ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑧ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本⑧において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

- ⑤ 契約の最長期間は、5年とする。ただし、クラブとの契約時18歳未満の選手は、最長3年とする。
- ⑥ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日からシーズン終了時までとする。
- ⑦ 契約の効力は、医学上の検査結果が良好であること、及び査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。
- ⑧ プロ選手は、同一期間について二つ以上の契約を締結してはならない。
- ⑨ いかなるクラブも、その契約の相手方のクラブ又はあらゆる第三者に対して、選手の役務提供もしくは移籍に関連する事項又はクラブの独立性、方針もしくは運営に関連する事項に影響を及ぼす力を付与する条項を含む契約を締結してはならない。
- ⑩ いかなるクラブ及び選手も、選手の将来における移籍に関連して支払われる移籍補償金の全部又は一部を直接または間接に受け取る権利を第三者（ただし、当該移籍の対象となる選手本人、当該移籍の移籍元クラブ及び移籍先クラブ並びに当該選手が過去に所属したクラブを除く。以下、本項において同じ。）に与える契約、又は選手の将来における移籍もしくは移籍補償金につき何らかの権利を第三者に付与する契約を締結してはならない。

適正化

- ⑪ いかなるクラブ及び選手も、本規則及びFIFA規則の適用を回避し、又は、他人若しくは他の団体を欺く目的で、同一選手について中間クラブを介在させ2回の連続した移籍（国内、国際を問わない）（以下、「ブリッジ移籍」という。）に関与してはならない。同一の選手が16週間以内に二回連続して移籍した場合、そうでないことをクラブ又は選手が証明できない限り、当該二回の移籍に関与した選手及びクラブはブリッジ移籍に関与したものと推定される。本規則に違反した場合、当該目的との関係では当該ブ

FIFA規則
第5条bis

⑨ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

⑩ クラブは、選手とプロ契約を締結する場合、本協会が別途定める契約書の書式により契約を締結しなければならない。

8. 改正

リッジ移籍は無効とし、かつ、違反した者には本協会規律委員会によって懲罰が科される。

⑫ 前項に定めるもの以外にも、クラブ及び選手は、本規則及びFIFA規則の適用を回避することを意図した不当な登録や契約をしてはならない。違反した者には本協会規律委員会によって一定期間の新たな選手の登録禁止処分又は活動停止処分を含む懲罰が科される。

⑬ プロ契約を締結した選手は原則として登録しなければならない。

⑭ クラブは、選手とプロ契約を締結する場合、本協会が別途定める契約書の書式により契約を締結しなければならない。

8. 改正

2021年 3月11日

6-5より移動